

## 別表 1-1 (相談窓口の設置) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"><li>・ここ数年の市に対する相談件数は、年間で30件程度であり、補助金の活用により1割が創業している。これまで創業支援等事業者として連携してきた、一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店に加え、市内金融機関との連携を図ることにより、年間35件の相談件数を目標とし、創業創出目標を5人とする</li></ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>&lt;窓口の業務&gt; 【既存】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市役所内に創業に係る相談窓口を設け、創業支援等事業者である一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店と連携を図り、様々な創業時の課題を解決する。</li><li>・窓口では、創業に関連する支援施策及び支援機関を紹介できるようにする。 (市、一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店で立ち上げた「創業応援ネットワーク」については、市政だより及び市ホームページに掲載し、周知を図る)</li><li>・また、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なコーディネートを行うことができるワンストップ相談窓口を一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）が設置し、市と連携をして支援を行う。</li><li>・創業に必要な要素別の各連携機関の役割は以下とする。</li></ul> <p>&lt;創業に必要な要素と各連携機関が担う役割&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 地域資源の活用の仕方 長岡市及び各創業支援等事業者が地域資源の把握と活用法の検討を行い、相談者のニーズに合わせて情報提供を実施する。</li><li>2. ターゲット市場の見つけ方 一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫が市場ニーズを把握して情報提供を行い、今後伸びそうな市場についてアドバイスを実施する。</li><li>3. ビジネスモデルの構築の仕方 一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫が顧客、ニーズへの対応、採算性、雇用関係についてのアドバイスを実施する。また、一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）が「起業・創業塾」を実施し、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。</li></ol>

#### 4. 売れる商品・サービスの作り方

一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）が、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行う。長岡商工会議所が、事業者連携のためのマッチング支援を行う。

#### 5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。

#### 6. 資金調達

(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、市が制度融資（信用保証料補助有）や補助金の支援を行う。

一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）は資金調達へのアドバイスを行い、長岡商工会議所は補助金等の申請書の作成支援を行う。

#### 7. 事業計画書の作成

一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会が事業計画書の策定について、アドバイス及びブラッシュアップを行う。

また、補助金等の申請については、一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所がサポートを行う。

#### 8. 許認可、手続き

市が創業手続き・許認可について関係機関への連絡を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合については、一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）が、専門のコンサルタントを派遣し（相談料の一部を補助する制度有）、税務、労務管理、創業手続き等のアドバイスを行ってもらう。

#### 9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫が創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

#### <創業支援機関との連携>

・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。

・各連携支援機関が行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、必要に応じて市が各創業支援機関に報告を求め、情報を管理する。

<特定創業支援等事業について>

下記の内容を特定創業支援等事業とする。

市の証明書発行については、創業希望者等が経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を習得する個別相談、講座等をそれぞれ受け、4つの知識を習得後に、市に証明書発行を申請してもらう。

市は創業希望者等が申請書に記載した4つの知識を習得するために受けた個別相談、講座等の内容と時期を確認するために、各創業支援等事業者に創業希望者等に特定創業支援等事業を実施したことを確認するための報告書を提出してもらい、特定創業支援等事業で4つの知識を習得したことが確認できた創業希望者等に対して、市が証明書を発行する。

○特定創業支援等事業

下記特定創業支援等事業を原則1か月以上にわたり、4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を身につけることを要件とする。なお、単独の特定創業支援等事業で習得できなかった知識や受講できなかった講座等については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。

- ・一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）  
ワンストップ相談窓口、起業・創業塾、専門コンサルタント派遣
- ・長岡商工会議所  
個別相談・専門家相談、創業者クラブ
- ・(株)日本政策金融公庫長岡支店  
個別相談
- ・(株)第四北越銀行  
創業相談窓口
- ・(株)大光銀行  
創業相談窓口、ビジネスプランコンテスト
- ・長岡信用金庫  
創業相談窓口
- ・(株)商工組合中央金庫  
創業相談窓口
- ・新潟県信用保証協会  
創業相談窓口

<各事業の共通事項について>

・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を市が把握することとし、創業希望者・創業者に対するヒアリングを行い、常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を

実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話等で確認する。

- ・創業後についても、一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていく。

- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

## （２）創業支援等事業の実施方法

- ・長岡市商工部産業イノベーション課に、担当者２名を配置し、関係機関と連携した相談窓口を設置する。また各創業支援等事業者のチラシ、パンフレットについても、市と創業支援等事業者の窓口を設置し、幅広く創業者の目に届くようにする。

- ・また、市政だよりや市ホームページ上でも創業に係る施策を紹介する。

- ・各創業支援等事業者が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて市が創業支援等事業者に報告を求め、状況を把握する。

- ・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。

## 計画期間

平成26年6月20日～令和6年3月31日

変更箇所については令和3年6月25日～令和6年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第7回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 一般社団法人新潟県起業支援センター</p> <p>(2) 住所 新潟県長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センターB1F</p> <p>(3) 代表者の氏名 代表理事 高橋 秀明</p> <p>(4) 連絡先 TEL:0258-94-5040 FAX:0258-94-5041 担当者:一般社団法人新潟県起業支援センター 高橋 秀明</p>
創業支援等事業の目標
<p>・令和元年度の個別相談では、年間91人の相談があり、そのうち約3割の創業者創出の実績があることから、本計画に基づき、市、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、市内各金融機関との連携を図ることにより、年間100人の相談者数を目標とし、年間相談者数の約3割(30人)の創業者創出を目標とする。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容                      &lt;窓口の業務&gt; 【既存・特定創業支援等事業】                      ・一般社団法人新潟県起業支援センター(起業支援センターながおか)が創業支援のワンストップ相談窓口を設け、市、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店と連携し、様々な創業時の課題を解決する。平日10時00分～18時00分まで相談対応を行う。                      ・窓口では、創業に関連する支援施策及び支援機関を紹介できるようにする。                      ・相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なコーディネートを行うことができる創業支援の専門相談員を配置する。専門相談員は、経営、財務、人材育成、販路開拓、商品開発等の相談に対応する。また、相談内容に応じて長岡商工会議所の相談員及び、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会の職員と連携して対応する。                      ・専門相談員と原則1か月以上にわたり個別相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法                      ・一般社団法人新潟県起業支援センター(起業支援センターながおか)が、創業支援の専門相談員を配置し、関係機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。また市や創業支援等事業者のチラシ、パンフレットについても、窓口を設置し、幅広く創業者の目に届くようにする。                      ・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター(起業支援センターながおか)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。                      ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。</p>
計画期間
<p>平成26年6月20日～令和6年3月31日                      変更箇所については令和3年6月25日～令和6年3月31日                      ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第7回認定日以降の申請が対象となる。</p>

**別表 2-2 (起業・創業塾) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人新潟県起業支援センター (2) 住所 新潟県長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センターB1F (3) 代表者の氏名 代表理事 高橋 秀明 (4) 連絡先 TEL:0258-94-5040 FAX:0258-94-5041 担当者：一般社団法人新潟県起業支援センター 高橋 秀明
創業支援等事業の目標
・令和元年度実施した起業・創業塾については年間36人を支援し、うち約3%の創業実現の実績がある。今後は年間30人を対象とし、うち1割(3人)について創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <起業・創業塾> 【既存・特定創業支援等事業】 ・創業希望者等を対象とする講座「起業・創業塾」を開催 ・受講終了後も、一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）の相談員がフォローすることとし、各支援機関と連携しながら実施をする。 ・経営、財務、人材育成、販路開拓、商品開発力等を習得する複数回のシリーズ講座のうち、原則1か月以上、4回以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講座を受講したものを特定創業支援等事業を受けたものとする。 ・なお、本特定創業支援等事業で受講できなかったカリキュラムや習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）が、創業希望者等に対して、起業・創業塾を開催する。 ・カリキュラムの策定、専門家の選定等の開催準備にあたっては市と連携して行う。 ・また、卒業生については、市の制度融資（信用保証料補助有）及び補助金支援を積極的に紹介し、活用してもらう。 ・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて受講内容等を記載した報告書を市に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護に配慮する。
計画期間
平成26年6月20日～令和6年3月31日 変更箇所については令和3年6月25日～令和6年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第7回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-3 (専門コンサルタント派遣) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人新潟県起業支援センター
(2) 住所 新潟県長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センターB1F
(3) 代表者の氏名 代表理事 高橋 秀明
(4) 連絡先 TEL:0258-94-5040 FAX:0258-94-5041 担当者:一般社団法人新潟県起業支援センター 高橋 秀明
創業支援等事業の目標
・一般社団法人新潟県起業支援センター(起業支援センターながおか)が実施する創業支援等事業のうち、ワンストップ相談窓口は、創業をするにあたって、具体的な事業計画等の準備が十分ではない人も含め、創業相談の最初の段階として年間100人を支援対象としている。専門コンサルタント派遣は、創業に関する手続きなど、ワンストップ相談窓口より具体的、専門的な創業相談をする人を主な対象として、昨年度実績を踏まえ、年間2人を支援対象とし、そのうちの1人の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <専門コンサルタント派遣>【既存・特定創業支援等事業】 ・一般社団法人新潟県起業支援センター(起業支援センターながおか)が、創業希望者等に対し、税理士や中小企業診断士等のコンサルタントを派遣し、経営、財務、人材育成、販路開拓等の個別相談をする機会を設け、起業の実現に向けた相談機会を充実させることで、創業希望者等の成長につなげる。 ・税理士や中小企業診断士等の専門コンサルタントと原則1か月以上にわたり、個別相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・一般社団法人新潟県起業支援センター(起業支援センターながおか)が、創業希望者等に専門コンサルタントを派遣する。また本事業のチラシ、パンフレットについても市や創業支援等事業者の窓口を設置し、幅広く創業者の目に届くようにする。 ・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター(起業支援センターながおか)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。
計画期間
平成26年6月20日～令和6年3月31日 変更箇所については令和3年6月25日～令和6年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第7回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-4 (個別相談・専門家相談) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 長岡商工会議所
(2) 住所 新潟県長岡市表町3-1-8
(3) 代表者の氏名 会頭 丸山 智
(4) 連絡先 TEL : 0258-32-4500 FAX : 0258-34-4500 担当者 : 矢部 雅信
創業支援等事業の目標
・昨年度の長岡商工会議所の創業および創業後の販促活動のアドバイス等に関する個別相談・専門家相談は、年間計22件あった。今年度は年間50件を対象とし、うち1割(5人)の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ＜個別相談・専門家相談＞【既存・特定創業支援等事業】 ・長岡商工会議所が、創業希望者等に個別相談を実施。また、必要に応じて弁護士、税理士、中小企業診断士等の専門家との専門相談を行う。 ・相談員又は専門家と原則1か月以上にわたり、相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・長岡商工会議所が、創業希望者等に個別相談を実施。必要に応じて、弁護士、税理士、中小企業診断士等の専門家との専門相談を行う。また本事業のチラシ、パンフレットについても市や創業支援等事業者の窓口を設置し、幅広く創業希望者の目に届くようPR周知を図る。 ・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター(起業支援センターながおか)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会との情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。
計画期間
平成26年6月20日～令和6年3月31日 変更箇所については令和3年6月25日～令和6年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第7回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-5 (創業者クラブ) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 長岡商工会議所</p> <p>(2) 住所 新潟県長岡市表町3-1-8</p> <p>(3) 代表者の氏名 会頭 丸山 智</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 0258-32-4500 FAX : 0258-34-4500 担当者 : 矢部 雅信</p>
創業支援等事業の目標
<p>・長岡商工会議所の創業者クラブでは年間20名の参加登録を目標とし、昨年度は参加者31名の実績があった。今年度も年間20人の参加登録を目標に、創業希望者については1割(2人)程の創業実現を目指す。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容  <b>&lt;創業者クラブ&gt; 【既存・特定創業支援等事業】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡商工会議所が、創業希望者等を対象とし、勉強会、経営相談会等を実施する「創業者クラブ」を開催する。</li> <li>・経営、財務、人材育成、販路開拓等を習得する勉強会、経営相談会のうち、原則1か月以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく勉強会、経営相談会を4回以上受講した者については、特定創業支援等事業を受けた者とする。</li> <li>・なお、本特定創業支援等事業で受講できなかった勉強会や習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。</li> </ul> </p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法  <ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡商工会議所が、創業希望者等に対して、勉強会、経営相談会等を実施する創業者クラブを開催する。また本事業のチラシ、パンフレットについても市や金融機関および創業支援等事業者の窓口を設置し、幅広く創業希望者の目に届くようPR周知を図る。</li> <li>・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて受講内容等を記載した報告書を市に提出する。</li> <li>・名簿の管理については、個人情報保護に配慮する。</li> <li>・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター(起業支援センターながおか)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会との情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。</li> </ul> </p>
計画期間
<p>平成26年6月20日～令和6年3月31日          変更箇所については令和3年6月25日～令和6年3月31日          ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第7回認定日以降の申請が対象となる。</p>

**別表 2-6 (個別相談会) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 株式会社日本政策金融公庫 (2) 住所 東京都千代田区大手町1-9-4 (3) 代表者の氏名 田中 一穂 (4) 連絡先 TEL:0258-36-4360 FAX:0258-37-0557 担当者：(株)日本政策金融公庫長岡支店国民生活事業 融資課 工藤 秀利
創業支援等事業の目標
・(株)日本政策金融公庫長岡支店国民生活事業が過去3年間実施した個別相談数と創業者数の平均件数は、年間53人、23人である。よって目標件数は、個別相談55人を対象とし、うち25人の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <個別相談> 【既存・特定創業支援等事業】 ・(株)日本政策金融公庫長岡支店が創業に係る相談窓口で個別相談を実施 ・原則1か月以上にわたり、個別相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。  (2) 創業支援等事業の実施方法 ・(株)日本政策金融公庫長岡支店が、創業希望者等に個別相談を実施する。また本事業のチラシ、パンフレットについても市や創業支援等事業者の窓口に設置し、幅広く創業者の目に届くようにする。 ・創業希望者を対象に経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる目的のセミナーを年1回以上主催する。 ・関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター(起業支援センターながおか)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。
計画期間
平成26年6月20日～令和6年3月31日 変更箇所については令和3年6月25日～令和6年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第7回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-7（創業相談窓口）【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社第四北越銀行</p> <p>(2) 住所 新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1</p> <p>(3) 代表者の氏名 取締役頭取 並木富士雄</p> <p>(4) 連絡先 TEL025-229-8163 FAX025-222-4820 担当者：営業本部 地域開発グループ 高田、間野</p>
創業支援等事業の目標
<p>令和元年度の長岡市内での創業関連融資の支援（計画策定支援、創業後の支援）は旧第四銀行、旧北越銀行合わせて約15件であった。本計画に基づき、市及び他の創業支援等事業者と連携を図ることにより、年間相談件数60件、そのうち3分の1（20件）の新規創業者創出（融資実行）を目標とする。</p> <p><b>【目 標】</b> 支援対象者（相談件数）：60件 創業者数（融資実行件数）：20件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容＜創業相談窓口＞ <b>【既存・特定創業支援等事業】</b></p> <p>①事業計画の策定支援</p> <p>②資金計画へのアドバイス</p> <p>③各種商談会及びビジネスマッチングを利用した販路拡大支援</p> <p>④補助金等公的支援策の活用支援</p> <p>⑤外部専門家を招へいした個別相談会の開催</p> <p>※原則1か月以上にわたり、創業相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>① 主に当行営業店の窓口で法人営業担当者が対応</p> <p>② 必要に応じ外部専門家や他の創業支援等事業者と連携して支援</p> <p>③ 各種商談会の紹介や当行取引先とのビジネスマッチングにより販路開拓を支援</p> <p>④ （公財）にいがた産業創造機構などの公的支援策の情報提供</p> <p>⑤ 市報やプレスリリースなどの広報手段を適宜活用しながら、周知活動を行う。</p> <p>⑥ 必要に応じて市や創業支援機関等が実施する創業支援等事業を積極的に紹介し活用してもらう。</p> <p>※関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。</p> <p>※特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。</p>
計画期間

平成31年4月1日～令和6年3月31日

変更箇所については令和3年1月1日～令和6年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第7回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-8 (創業相談窓口・ビジネスプランコンテスト) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社大光銀行</p> <p>(2) 住所 新潟県長岡市大手通1丁目5番地6</p> <p>(3) 代表者の氏名 取締役頭取 石田 幸雄</p> <p>(4) 連絡先 TEL 0258-36-4111 FAX 0258-36-4151 担当職員：地域産業支援部 調査役 水野</p>
創業支援等事業の目標
<p><b>【目標数】</b>            創業者の増加は地域経済の活性化や新たな雇用を創出する効果があることから、当行では本部内に担当者1名を配置して創業支援を行っている。令和元年度の創業支援数は16件であった。            今後は本計画に基づき、長岡市および他の創業支援等事業者との連携を図ることで、創業支援対象者数50件に対し、20件の創業者創出(融資実行)を目指す。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容            &lt;創業相談窓口・ビジネスプランコンテスト&gt; <b>【既存・特定創業支援等事業】</b>            ①資金調達等に関する相談            ②事業計画策定支援            ③創業に関する補助金等、各種公的支援策の情報提供            ④商談会・ビジネスマッチング等による販路拡大支援            ⑤外部専門家による相談、助言(税務、法務、労務)            ⑥創業セミナーを含む各種セミナーの開催            ⑦ビジネスプランコンテストの開催による創業者の発掘</p> <p>※原則1か月以上にわたり、創業相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法            ①当行支店窓口担当者に本制度の主旨と内容を周知徹底し、融資相談を通じて支援する。            ②高い専門性を必要とする個別相談については、外部専門家と連携して支援する。            ③専門家による「税務相談」「法律相談」「労務相談」(無料)を月1回開催する。            ④事業計画策定支援や経営支援に関するセミナーを開催する。            ⑤「次世代経営者・経営塾」を開催し、第二創業の促進を図る。            ⑥各種商談会の出展支援やビジネスマッチングによる販路拡大を支援する。            ⑦「たいこうビジネスプランコンテスト」を開催し、ビジネスプランを公募することで創業者の発掘や新産業の創出を図る。            ⑧市報やプレスリリースなどの広報手段を適宜活用しながら、周知活動を行う。</p> <p>※関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター(起業支援センターながおか)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。            ※特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。</p>
計画期間

平成31年4月1日～令和6年3月31日

変更箇所については令和3年6月25日～令和6年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第7回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-9 (創業相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 長岡信用金庫 (2) 住所 新潟県長岡市大手通2丁目4番地7 (3) 代表者の氏名 佐藤 光一 (4) 連絡先 電話：0258-37-5435 F A X：0258-36-4326 担当：審査部経営支援課 田中 健太郎
創業支援等事業の目標
本計画に基づき各支援機関と連携を図ることで、年間20人を支援対象とし、うち1割(2人)の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容<創業相談窓口>【既存・特定創業支援等事業】 ① 創業相談・資金相談窓口 ② 創業計画書・補助金申請書策定支援事業 ③ 専門家派遣 ④ 創業セミナー ※原則1か月以上にわたり、創業相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ① 創業相談及び資金相談を、店舗での対面相談、HP経由でメールでの非対面相談を行う。創業にかかる経営相談から、長岡市制度融資、日本政策金融公庫との協調融資「スタートアップ」などの資金相談までワンストップで応じる。 ・店舗：長岡市内全店舗13店舗 ・ネット： <a href="http://www.nagaoka-shinkin.com/">http://www.nagaoka-shinkin.com/</a> ② 創業計画書の策定・ブラッシュアップについて、マンツーマンで指導・支援を実施。創業計画書の雛形に沿って、「経営理念」「市場ニーズ」「ビジネスモデル」「マーケティング」「収支計画」「資金計画」など経営知識を学びながら、創業計画書の策定を支援。 ③ 高度な経営課題に対応するため、中小企業診断士、税理士、コンサルタントなどを無料で派遣する。 ④ 実際の創業者の体験談を聞く機会を提供する。創業にいたった経緯、失敗談、創業して良かったことなどをテーマとし、創業への不安を取り除くことを目的とする。講師選定は、中小企業基盤整備機構の紹介を受け、会場や集客などは長岡商工会議所と協力する。 ⑤ 市報やプレスリリースなどの広報手段を適宜活用しながら、周知活動を行う。 ※関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター(起業支援センターながおか)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ※特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。
計画期間
平成31年4月1日～令和6年3月31日 変更箇所については令和3年6月25日～令和6年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第7回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-10 (創業相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>(2) 住所 東京都中央区八重洲2-10-17</p> <p>(3) 代表者の氏名 代表取締役社長 関根正裕</p> <p>(4) 連絡先 TEL0258-36-2121 FAX0258-36-5329 商工中金長岡支店/営業企画課 大島 一樹</p>
創業支援等事業の目標
<p>本計画に基づき、長岡市及び他の創業支援等事業者と連携を図ることにより、創業希望者等に対する情報提供や個別相談の受付件数を年間10件程度と想定。そのうち1割(1名)の新規創業者創出(融資実行)を目標とする。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 &lt;創業相談窓口&gt; 【既存・特定創業支援等事業】</p> <p>① 資金調達等に関する相談</p> <p>② 事業計画策定支援</p> <p>③ 創業に関する補助金等、各種公的支援策の情報提供</p> <p>④ 外部専門家による相談、助言</p> <p>※原則1か月以上にわたり、創業相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>① 主に、支店窓口担当者による、融資相談を通じた支援を行う。</p> <p>② 必要に応じて、外部専門家や他の創業支援等事業者と連携して支援する。</p> <p>③ 公益財団法人にいがた産業創造機構等の公的支援策等の情報提供を行う。</p> <p>④ 必要に応じて、市の制度融資「起業創業貸付」や創業支援機関等が実施する創業支援等事業を積極的に紹介し活用してもらう。</p> <p>⑤ 市報やプレスリリースなどの広報手段を適宜活用しながら、周知活動を行う。</p> <p>※関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター(起業支援センターながおか)、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫長岡支店、新潟県信用保証協会が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。</p> <p>※特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。</p>
計画期間
<p>平成31年4月1日～令和6年3月31日</p> <p>変更箇所については令和3年6月25日～令和6年3月31日</p> <p>※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第7回認定日以降の申請が対象となる。</p>

**別表 2-1-1 (創業相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 新潟県信用保証協会 (2) 住所 新潟市中央区古町通7番地1010番地（古町ルフル内） (3) 代表者の氏名 会長 坂井康一 (4) 連絡先 TEL. 025-210-5141 FAX. 025-210-5170 / 担当：保証推進部保証総括課 美野輪
創業支援等事業の目標
創業希望者等に対する情報提供及び個別相談 【目標】 相談件数：3件 創業者数（創業保証利用者数）：1人 ※昨年度の長岡市内における創業者に対する支援（①創業前及び②創業後5年以内の創業保証利用者数）は、それぞれ①5人、②51人であった。本計画に基づき、市及び他の創業支援等事業者と連携を図ることにより、年間相談件数3件、このうち1人の新規創業者創出（創業保証等の保証対応）を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <創業相談窓口> 【新規・特定創業支援等事業】 ①資金調達等に関する相談 ②事業計画策定支援 ③創業に関する補助金等、各種公的支援策の情報提供 ④外部専門家による相談、助言 ※原則1か月以上にわたり、創業相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。なお、本特定創業支援等事業で習得できなかった知識については、他の特定創業支援等事業で知識を習得することで、特定創業支援等事業で4つの知識を習得した者として要件を満たすこととする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ①主に、支店保証担当者による、融資相談、保証相談を通じた支援を行う。 ②必要に応じ、本部部署が所管する「創業あんしんサポート事業」を通じた伴走型支援（事業計画に対する助言、策定支援等）を行う。 ③さらに、高度な経営課題には、中小企業診断士等の外部専門家の派遣を通じた支援を行う。 ④公益財団法人にいがた産業創造機構等の公的支援策、市制度融資「地方創生特別融資（起業創業貸付）」や創業支援機関等が実施する創業支援等事業を紹介し、活用を促す。 ⑤市報、当協会広報誌、リーフレット、プレスリリース等の広報手段を適宜活用しながら、周知活動を行う。 ※関係機関との連携を密にするため、市、一般社団法人新潟県起業支援センター（起業支援センターながおか）、長岡商工会議所、(株)日本政策金融公庫長岡支店、(株)第四北越銀行、(株)大光銀行、長岡信用金庫、(株)商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会が必要に応じて情報交換会議を開催し、創業希望者等の状況、活動状況、改善点等について情報共有を行う。 ※特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて相談内容等を記載した報告書を市に提出する。

計画期間
------

令和元年6月12日～令和6年3月31日
---------------------